

# 意見書案提出書

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、  
学級編制標準と基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年12月13日

提出者  
賛成者

土田百合子	井上忠征	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝
本間利博	加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊
佐藤誠洋	大日向香輝	木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子
佐藤忠久	寿松木孝	播磨博一	塩田 勉	菅原正志
齋藤光司	菅原恵悦			

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

公立学校での教員不足により、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任を務めたりする事例が頻発している。学校における教員不足と長時間過密労働の解消、また、子どもの学習権を保障することを両立させるには、正規教員の増が必要である。そのためには学級編制標準を改正し、少人数学級制を拡充するとともに、教員の基礎定数改善が重要であり、意見書を提出する必要がある。

## 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、 学級編制標準と基礎定数改善による正規教員増を求める意見書

文科省によれば、2021 年度始業時に公立学校全体で 2,558 人もの教員不足が発生していた。その後も、産・育休などの代替教員が見つからず、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発している。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働は病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まらない。

その主な原因は、教員雇用の非正規依存が進み教員供給が不安定化したことにある。2021 年度の公立学校教員の非正規率は小、中、高ともに 20%に迫り、特別支援学校は実に 22.4%であった。その背景には、義務教育費国庫負担率の 2分の1から3分の1への縮減など 2000 年代以来の教職員給与費制度の改変も影響している。また、教員の長時間過密労働の表面化による教職希望者の減少も教員不足の要因となっている。小学校教諭の 33.4%、中学校教諭の 57.7%は月 80 時間以上時間外労働の「過労死ライン」を超えて働いており、精神疾患による休職者は、2021 年度に過去最多の 5,897 人を記録した。授業準備時間も不十分なままに指導し続ける過密労働は、学校教育に対する不信を招く結果ともなっている。こうした教育現場の実態を早急に改善し、教員の人権を擁護することが喫緊の課題である。

教員不足と長時間過密労働を解消することと、子どもの学習権を保障することを両立させるには、正規教員を増やすことが不可欠である。義務標準法は、公立小中学校の教員標準定数を基礎定数と加配定数の組み合わせにより算定しているが、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまってきた。正規教員増には、同法第 7 条第 1 項第 1 号の教員基礎定数の算定方法(標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値)を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的である。「乗ずる数」を 1.25 倍に改善するだけで、教諭の週平均授業担当コマ数を、小学校なら 1 日平均 4 コマに、中学校なら 1 日平均 3 コマに減少させることができる。そのために必要な予算額は約 9,800 億円であり、現実的な政策である。

2021年に小学校全学年35人学級制が41年ぶりに実現したが、諸外国と比べて35人はもはや「少人数学級」とは呼べず、中学・高校は未だ40人学級のままである。「乗ずる数」にいたっては1993年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなっている。(高校標準法第11条は、収容定員数を「除すべき数」で割ることで標準教員数を算定)

については、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、次の2点の実施を求める。

#### 記

1. 公立小中学校・高等学校の学級編制標準を改正し、少人数学級制を拡充すること
2. 基礎定数の「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正し、教員の授業担当時間の軽減を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月13日

横手市議会議長 小野 正伸

衆議院議長 額 賀 福志郎 様  
参議院議長 尾 辻 秀 久 様  
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様  
文部科学大臣 盛 山 正 仁 様

# 意見書案提出書

「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」  
を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年12月13日

提出者  
賛成者

土田百合子	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝	本間利博
加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊	佐藤誠洋
福田 誠	大日向香輝	木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子
佐藤忠久	高橋和樹	寿松木孝	播磨博一	塩田 勉
菅原正志	齋藤光司	菅原恵悦		

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

秋田県内では、25市町村すべてで高校卒業までの医療費無料化を実施しているが一部自治体では所得制限があり、自治体ごとにばらつきのある制度となっている。市町村の財政支援の観点からも、秋田県として子供の医療費助成を高校卒業まで引き上げることが重要であり、意見書を提出する必要がある。

「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで  
引き上げること」を求める意見書

少子高齢化に取り組む自治体の重要な施策として、子育て家庭を財政面から支援する子供の医療費助成が全国で大きく広がっている。2018年の厚生労働省の調査では中学卒業までの助成は2009年345自治体であったが、2018年には1,007自治体へと3倍に広がった。また高校卒業までの助成は2009年2自治体から2018年には541自治体へと急増している。最近では岩手県、群馬県、さらに東京都でも杉並区や練馬区などでも通院、入院とも高校卒業までの助成を決め、子供の医療費を無料にするなどの自治体がさらに増えてきている。

秋田県は2016年に全国に先駆けて中学校卒業後までの医療費助成を決めたことから、先行して中学生までの医療費無料化などを実施していた自治体は新たに独自財源を使って高校卒業までの医療費無料化を実施し、2023年8月には25市町村すべてで高校卒業までの子供の医療費無料化が実施された。なお、一部所得制限がある市町村は2市のみとなっている。

全国知事会や市長会、町村会などは地方自治体ごとにばらばらの制度になっていることは相応しくないとして、国が財政の責任をもって子供の医療費無料化を実施すべきとの提言も出している。

しかしながら、まだ、直ちにこれが実現する状況となっていない。このような状況を鑑み、下記の実施を求める

記

1. 秋田県として子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月13日

横手市議会議長 小野 正伸

秋田県知事 佐竹 敬久 様

# 意見書案提出書

物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年12月13日

提出者  
賛成者

土田百合子	加藤雄太	宮川拓也	林 一輝	本間利博
加藤勝義	高橋聖悟	柴田 忍	青山 豊	佐藤誠洋
福田 誠	大日向香輝	木村清貴	鈴木勝雄	立身万千子
佐藤忠久	高橋和樹	寿松木孝	播磨博一	塩田 勉
菅原正志	齋藤光司	菅原恵悦		

横手市議会議長 小野 正伸 様

理 由

相次ぐ年金の削減により、現在の老齢基礎年金だけでは衣食住を切り詰めても生活をすることは不可能である。また、生活保護世帯に移行する高齢者も増えてきており、地方自治体の財政にも大きな影響を与えている。若者も高齢者も安心して老後を暮らすためにも、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善は重要であり、意見書を提出する必要がある。

## 物価上昇に見合う老齢基礎年金の改善を求める意見書

老齢基礎年金だけで生活している高齢者の年金は、納付期間25年以上で月平均5.2万円、納付期間25年未満では平均月約1.9万円となっている。衣食住のすべての分野で切り詰めた生活をして、この金額では生活することは不可能である。これでは憲法が保障する「健康で文化的な生活」を営むことはできず、この数字を見れば、若い世代も老後の将来展望を持つことはできない。また、相次ぐ年金削減により、生活保護世帯に移行する高齢者も増えてきており、生活保護受給者に占める高齢者の割合は50%を超えている。このような高齢者の生活保護世帯への移行は、自治体の財政を圧迫している。

年金は、そのほとんどが消費に回る。相次ぐ年金削減で地域経済は冷え込み、地方財政に大きな影響を与え、自治体の行政サービスにも直結する問題となっている。このような事態を受けて、全国政令指定都市20市は2017年に、国に対して「国民年金に関する要望書」を提出した。要望書には「公的年金制度そのものが高齢者や障害者の生活を安心して支えるものとなるよう、老齢基礎年金等の支給額を改善されるよう要望する」とある。年金生活者の要求や全国政令指定都市20市の要望を受けて、2020年に成立した「年金制度改革関連法」では、基礎年金の水準低下への対策を求める附帯決議もついた。それを受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めている。

しかしながら、2021年4月からの年金額は、前年度比0.1%削減され、さらに2022年度は前年度比0.4%も削減された。これは今まで物価変動率に合わせて年金を改定してきたものを、昨年からの物価変動率と名目手取り賃金変動率の低い方にあわせるようにしたためである。コロナ禍で賃金は伸びず、来年度以降も実質賃金変動率がマイナスになることが十分予想される。加えて2019年10月に実施された消費税増税、医療・介護保険料の負担増、さらに一向に収束しない新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりによる経済不況が、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしている。今後も財政検証にあるような年金減額が続くならば、年金受給者の生活はますます苦しくなるばかりである。

その結果、生活保護世帯への移行が増加し、住民税の減収とも相まって、自治体の財政圧迫を招くこととなる。そのため年金改革は待ったなしである。国民の年金不安をなくし、また自治体の財政健全化のために早急に、物価の上昇

にあわせた年金改定を行うことが求められる。

若者も高齢者も安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をおこなっていただきたく強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月13日

横手市議会議長 小野 正伸

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様

厚生労働大臣 武 見 敬 三 様